

第2回 川西薩地区法定合併協議会 資 料

平成15年1月14日(火) 午後1時30分から

場所 串木野市 シーサイドガーデンさのさ

川西薩地区法定合併協議会

第2回川西薩地区法定合併協議会

日時:平成15年1月14日(火)
午後1時30分から
場所:シーサイドガーデンさのさ
(串木野市)

会 次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

- 議案第4号 事務事業一元化調整方針(案)について
- 議案第5号 新市まちづくり計画の策定方針(案)について
- 議案第6号 新市名称候補選定小委員会設置規程(案)について
(委員長・副委員長の選任)

4 報告事項

- (1) 新市名称候補選定小委員会の委員長・副委員長の選任について
- (2) 川西薩地区法定合併協議会市町村長調整会規程について
- (3) 川西薩地区法定合併協議会幹事会規程について
- (4) 川西薩地区法定合併協議会専門部会規程について
- (5) 川西薩地区法定合併協議会分科会規程について
- (6) 川西薩地区法定合併協議会事務局規程について
- (7) 川西薩地区法定合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程について
- (8) 川西薩地区法定合併協議会財務規程について
- (9) 川西薩地区法定合併協議会会議録等閲覧に関する要綱について

5 その他

次回協議会の開催等について

6 閉会

名 簿

1 協議会会長及び委員

市町村名	区 分	職名	氏 名	摘 要
川内市	行政	市 長	森 卓朗	会長
		助 役	岩切 秀雄	
	議 会	議 長	原口 博文	副会長
		市町村合併対策特別委員会委員長	今別府 哲矢	
	学識経験者		田中 憲夫	
		今村 妙子		
串木野市	行政	市 長	富永 茂穂	副会長
		助 役	上酔尾 巧	
	議 会	議 長	福田 清宏	
		副議長	下迫田 良信	
	学識経験者		後夷 安男	
		淵脇 紀子		
樋脇町	行政	町 長	黒瀬 一郎	副会長
		助 役	宮脇 秀隆	
	議 会	議 長	野久尾正徳	
		副議長	帯田 博美	
	学識経験者		大津 正利	
		宮元 泰子		
入来町	行政	町 長	福元 忠一	
		助 役	石塚 政揮	
	議 会	議 長	山本 佐敏	
		副議長	上野 一誠	
	学識経験者		田島 忠志	
		吹田 紘男		
東郷町	行政	町 長	森菌 正堂	
		助 役	寺師 勉	
	議 会	議 長	渡辺 一徹	
		副議長	北迫 茂	
	学識経験者		山元 温治	
		田原 ハルエ		

市町村名	区 分	職名	氏 名	摘 要
祁答院町	行 政	町 長	今村 松男	
		助 役	平田 陽一	
	議 会	議 長	瀬尾 和敬	
		副議長	肥後 耕作	
	学識経験者		川畑 禮二	
		平林 徳子		
里 村	行 政	村 長	塩田 至	
		助 役	鷺山 和平	
	議 会	議 長	岸 悞	
		副議長	平嶺 道夫	
	学識経験者		純浦 勝志	
		山下 廣江		
上 甌 村	行 政	村 長	藏元欽一郎	
		助 役	長濱 秀徳	
	議 会	議 長	村尾 幸生	
		副議長	大良 影夫	
	学識経験者		西 仙可	
		石原 弘子		
鹿 島 村	行 政	村 長	尾崎 嗣徳	
		助 役	中野 捷	
	議 会	議 長	塩釜 三郎	
		議 員	橋野 利邦	
	学識経験者		小村 庄昌	
		塩釜 悦子		

2 顧問

鹿児島県	総務部地方課長	高山 大作	
	総務部地方課 市町村合併推進室長	西中須浩一	
	川内総務事務所長	馬場 英俊	

事務局

事務局職名	氏名	所属市町村名
事務局長	田中 良二	川内市
事務局次長	満菌健士郎	串木野市
事務局次長	川野 眞司	川内市
総務広報班長	森園 一春	入来町
総務広報班員	村岡 斎哲	里 村
総務広報班員	橋口 堅	川内市
調整第1班長	棚町 健治	串木野市
調整第1班員	上須田 敏秋	鹿島村
調整第1班員	井手上和洋	祁答院町
調整第1班員	平 利朗	樋脇町
調整第2班長	奥平 幸己	東郷町
調整第2班員	田代 健一	川内市
計画班長	古川 英利	川内市
計画班員	江口 洋	上甑村
計画班員	久徳 和久	串木野市

随行者

市町村名	職名	氏名
鹿児島県	総務部地方課 市町村合併推進室主査	徳重 秀一
鹿児島県	川内総務事務所次長	上菌 辰郎
鹿児島県	川内総務事務所主幹	今泉和 澄
川内市	企画財政部会長 川内市企画経済部長	平 敏孝
川内市	企画課長	上赤 勉
川内市	企画課長補佐	今吉 俊郎
川内市	企画開発係長	中山 信吾
川内市	企画開発係	角島 栄
串木野市	総務部会長 串木野市総務企画部長	富吉 光義
串木野市	住民健康福祉部会長 串木野市市民福祉部長	山下二直男
串木野市	上下水道部会長 串木野市建設部長	田中 勇造
串木野市	企画財政課長	福永 勝文
串木野市	企画財政課長補佐	下迫田久男
串木野市	企画財政課合併対策係長	馬場 裕之
串木野市	企画財政課合併対策係主事	福山 昌浩
樋脇町	総務課市町村合併対策室 長	内 金雄
入来町	教育部会長 入来町教委総務課長	本田 憲證
東郷町	総務課長	知敷憲一郎
祁答院町	総務課長	鬼塚 秀範
祁答院町	総務課合併推進総括係長	樺山 貞行
里 村	総務課長	平嶺 休丸
上甑村	企画課長	森尾 康彦

議案第 4 号

事務事業一元化調整方針（案）について

事務事業一元化調整方針を別紙のとおり定める。

平成 1 5 年 1 月 1 4 日提出

川西薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

事務事業一元化調整方針（案）

1．調整の目的

川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村及び鹿島村（以下「関係市町村」という。）のそれぞれの行政は、これまでの長い歴史の中で構築、運営されてきており、行政のサービスや負担水準が異なっている。

仮に合併するとした場合、これを新しい市の行政サービスや負担の水準に統一する必要があるので、現在実施している事務事業・制度等を比較し、住民生活に及ぼす影響などの検討を行い、一本化するための調整案を協議する。

この場合、合併のメリットについては生かし、デメリットについては解消を図る視点が大切である。

2．基本的な事項

調整が必要な項目の協議にあたっては、これまでの関係市町村のまちづくりの歩みを尊重するとともに、地方分権が進むなかで、今後、行政はどのようにあるべきかの視点に立ち、下記の事項を踏まえ、新市での速やかな融合一本化の促進と新たなまちづくりに結びつけていくものである。

- (1) 関係市町村のこれまでのまちづくりの歴史に配慮しつつ、合併後も現行どおり存続させるものと一元化を図るもの及び廃止するものを区分する。その中で、一元化を図るものについては、統合するものと再編するものを区分する。（内容によっては、経過措置をとる場合もある。）
- (2) 一元化を図るもの及び廃止するものについては、合併時から実施するものと合併後一定期間をおいて実施するものに区分する。

3. 事務事業の調整方針

事務事業を調整するにあたっては、下記の基本的な方針に基づき調整するものとする。

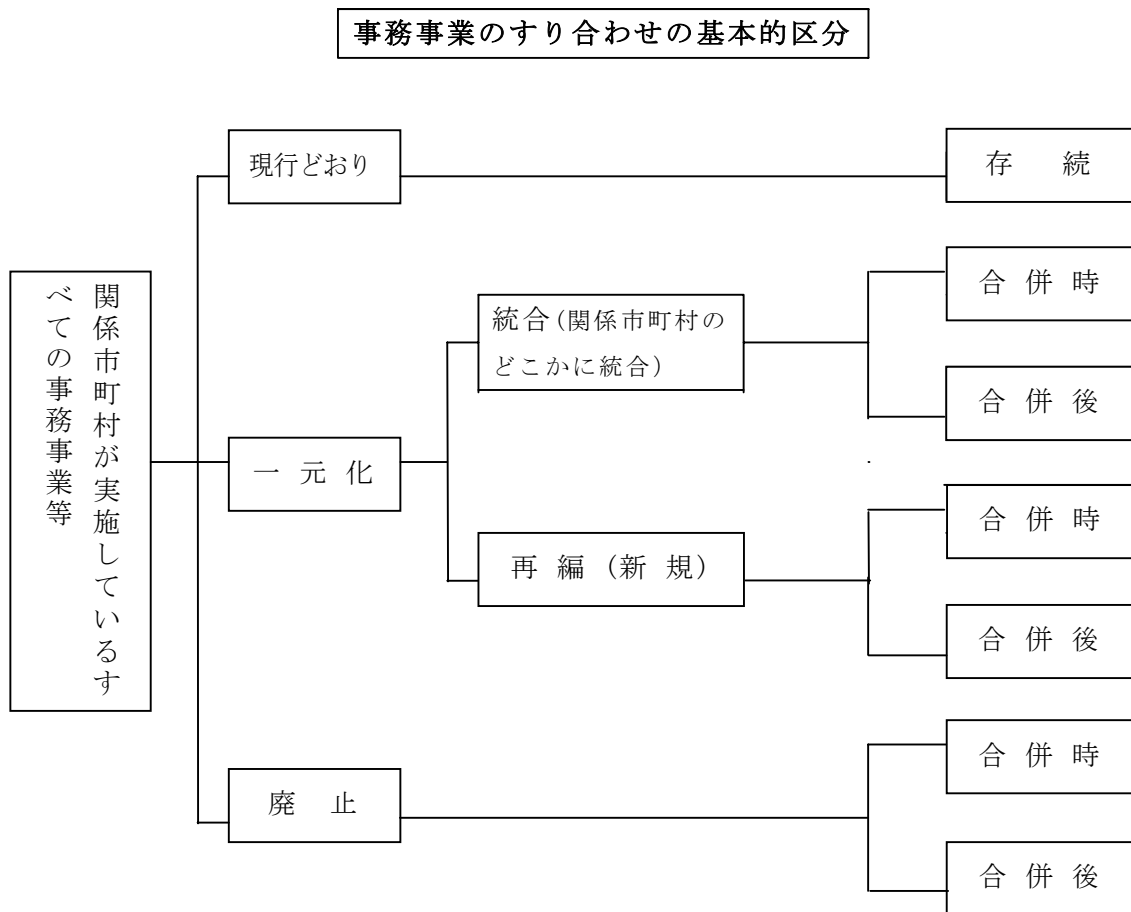
【合併協定項目協議の原則】

- (1) 住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。(一体性確保の原則)
住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、福祉・保健サービス、各種施設の利用など住民生活に係る事項については、住民生活に混乱をきたさないよう、速やかな一体的統一処理の確保に努めるものとする。
- (2) 行政サービス及び住民福祉の向上に努める。(住民福祉の向上の原則)
現在、関係市町村で行っている各種行政サービスについて、そのサービスの水準に差異のあるものについては、必要なサービスの水準を低下させることなく住民福祉の向上が図られることを原則に調整に努めるものとする。
- (3) 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。(負担公平の原則)
地方税や手数料・使用料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努めるものとする。
- (4) 新市において健全な財政運営に努める。(健全な財政運営の原則)
新市の財源確保、効率的な財政運営に努め、地方分権に対応できる健全な財政運営の確立に努めるものとする。
- (5) 行政改革の観点から、事務事業の見直しに努める。(行政改革推進の原則)
現在及び今後の社会情勢変化の見通しも踏まえ「スクラップアンドビルド」の視点に立って既定計画事業も含めた事務事業の見直しに努め行政改革を推進する。
- (6) 新市の規模に見合った事務事業の見直しに努める。(適正規模準拠の原則)
関係市町村が合併した場合、人口や面積等が拡大し、これに見合った自治体の運営が必要となるため、類似都市の状況も考慮しつつ事務事業の調整に努めるものとする。
- (7) 公共的団体などの一本化に努める。
各種公共的団体の一本化に努めるものとする。

4 . 調整方針の分類

- ① 関係市町村同一のため現行のまま新市に引き継ぐ。
- ② 関係市町村のどれかに統合し、合併時までに調整する。
- ③ 関係市町村のどれかを基本に再編し、合併時までに調整する。(新規も含む。)
- ④ 廃止の方向で調整する。
- ⑤ 新市に移行後、速やかに調整する。

経過措置をとる場合を含むものとする。



新市まちづくり計画の策定方針(案)について

「市町村の合併の特例に関する法律」(以下「合併特例法」という。)により、合併協議会において作成することとされている市町村建設計画については、別紙のとおり、策定方針を定める。

なお、川西薩地区法定合併協議会においては、合併特例法上の「市町村建設計画」を「新市まちづくり計画」と称する。

平成 15 年 1 月 14 日提出

川西薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【参考】市町村の合併の特例に関する法律

(市町村建設計画の作成及び変更)

第 5 条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。

一 合併市町村の建設の基本方針

二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項

三 公共的施設の統合整備に関する事項

四 合併市町村の財政計画

2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。

【計画期間事例】

鹿嶋市	平成 7 年 9 月 1 日合併	5 年間
あきる野市	平成 7 年 9 月 1 日合併	5 年間
篠山市	平成 11 年 4 月 1 日合併	10 年間
新潟市	平成 13 年 1 月 1 日合併	10 年間
西東京市	平成 13 年 1 月 21 日合併	10 年間
潮来市	平成 13 年 4 月 1 日合併	10 年間
さいたま市	平成 13 年 5 月 1 日合併	5 年間

新市まちづくり計画策定方針（案）

1．計画の趣旨

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村及び鹿島村（以下「関係市町村」という。）の合併後の新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、本計画を実現することにより、関係市町村の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図ろうとするものである。

2．計画の構成

本計画は新市を建設していくための基本方針及びこれを実現するための基本計画、実施計画、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成する。

3．計画の期間

本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、合併後、概ね 10 年程度の期間について定めるものとする。

4．計画の内容

- (1) 新市の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとする。
- (2) 基本方針を実現するための基本計画並びに実施計画は、各地域の課題を把握し、その特性を活かしながら、ハード、ソフトの両面にわたり効果的な事業の展開を図っていくものとする。
- (3) 公共的施設の統合整備については、関係市町村の住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次実施していくものとする。
- (4) 財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとする。
- (5) 本計画の検討に際しては、住民意向を十分に踏まえるとともに、合併の効果の最大活用及び合併に伴う懸念事項への適切な対応に、十分留意して策定するものとする。
- (6) 関係市町村で地方自治法の規定（第 2 条第 4 項）に基づき策定されている基本構想（総合計画・総合開発計画・総合振興計画等）は、今日までの各市町村のまちづくりの方向性を示すものであるため、合併後に向けても特色のある地域づくりや事業の継続性等を考慮し、本計画は、その整合性を確保するものとする。

新市まちづくり計画の策定体制（案）

1. 組織

(1) まちづくりプロジェクト会議

- ①構成 企画、財政、総務、自治振興担当課長
- ②業務 基本方針、基本計画、実施計画の各素案の取りまとめを行う。
- ③成果 新市まちづくり計画（原案）

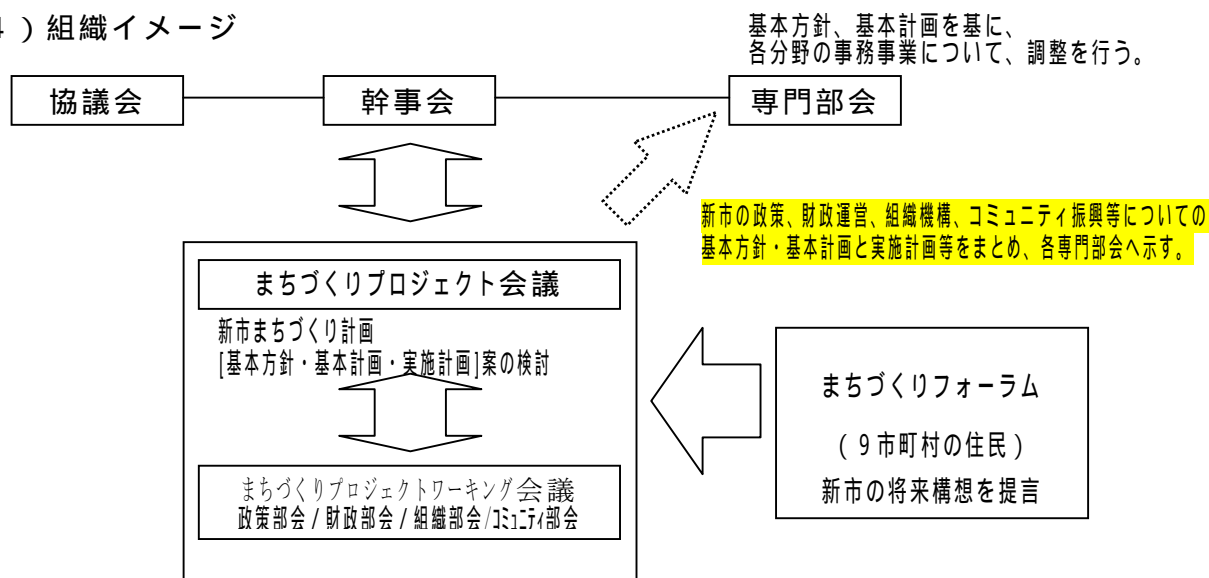
(2) まちづくりプロジェクトワーキング会議

- ①構成 企画、財政、総務、自治振興担当係長等
- ②業務
 - ・任意合併協議会プロジェクトチームの活動成果を基に、（事務一元化協議前に）主要事業、財政計画、組織機構、コミュニティ政策等の基本的方向を示す。
 - ・基本方針及び基本計画、実施計画の素案策定を行う。
 - ・作業部会として、「政策部会」、「財政部会」、「組織機構部会」「コミュニティ部会」を設置する。
- ③成果 新市まちづくり計画（素案）

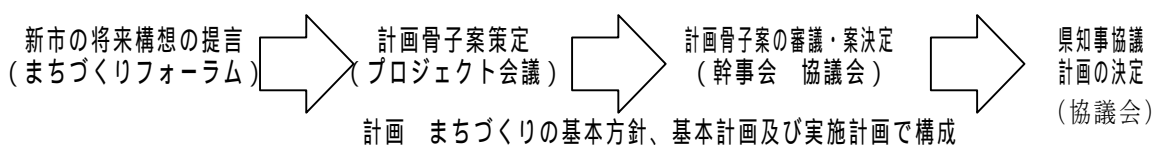
(3) まちづくりフォーラム

- ①目的 協議会で「新市のまちづくり」を検討するにあたり、住民参画の一環として新市の将来の姿を検討していただくために設置する。
- ②構成 各市町村から5名以内ずつ選出された、住民代表（45名）
- ③業務 協議会に対して、新市のまちづくりの「将来構想」等について提言を行う。
- ④成果 「新市将来構想」提言

(4) 組織イメージ



(5) 新市まちづくり計画策定手順



議案第6号

(仮称)新市名称候補選定小委員会設置規程(案)について

合併協定基本4項目のうち、新市の名称について審議するため(仮称)新市名称候補選定小委員会設置規程を別紙のとおり定める。

平成15年1月14日提出

川西薩地区法定合併協議会
会長 森 卓 朗

【参考1】川西薩地区法定合併協議会規約

第13条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

【参考2】川西薩地区任意合併協議会申し合わせ事項

議案第6号

「新市の名称の決定方法」に関し、以下を申し合わせる。

新市の名称の決定方法については、法定協議会設立後、協議会委員から選考委員を選出し、早い時期に公募を行い、公募結果をもとに協議を進めることとする。

平成14年11月8日提出

川西薩地区任意合併協議会
会長 森 卓 朗

(仮称)新市名称候補選定小委員会設置規程 (案)

(趣旨)

第1条 この規程は、川西薩地区法定合併協議会規約（以下「規約」という。）第13条第2項の規定に基づき、(仮称)新市名称候補選定小委員会（以下「小委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議又は調整を行うものとする。

- (1) 川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村及び鹿島村が合併した場合における新市名称の公募方法及び選定基準に関すること。
- (2) 新市名称の候補の選定に関すること。
- (3) 賞品及びその贈呈対象者の決定方法に関すること。
- (4) その他新市名称の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 小委員会は、川西薩地区法定合併協議会（以下「協議会」という。）の委員のうち規約第7条第1項第3号に定める学識経験を有する委員18名以内をもって組織する。

(役員)

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 役員は、前条による委員の互選により定める。

(役員の仕事)

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集するものとする。

2 委員長は、会議の議長となる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会の協議経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の会議の庶務は、協議会の事務局が行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月14日から施行する。

報告事項

(1) 新市名称候補選定小委員会役員を選任について

新市名称候補選定小委員会役員を下記のとおり定める。

役員名	氏名	所属市町村
委員長	田中 憲夫	川内市
副委員長	山元 温治	東郷町

(参考：新市名称候補選定小委員会設置規程)

(組織)

第3条 小委員会は、川西薩地区法定合併協議会（以下「協議会」という。）の委員のうち規約第7条第1項第3号に定める学識経験を有する委員18名以内をもって組織する。

(役員)

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 役員は、前条による委員の互選により定める。

(参考：川西薩地区法定合併協議会規約)

(委員等)

第7条 委員は次の者（前条第1項の規定により会長に選任された者を除く。）をもって充てる。

- (1) 関係市町村の首長及び助役（川内市にあっては、総務部の事務を所管する助役をいう。）。ただし、助役が欠けた場合は、関係市町村の職員のうち当該首長が指名した者1名
- (2) 関係市町村の議会の議長及び関係市町村の議員のうち当該議長が指名した者1名
- (3) 関係市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者18名以内

・・・略・・・

(2) 川西薩地区法定合併協議会市町村長調整会規程について

川西薩地区法定合併協議会市町村長調整会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川西薩地区法定合併協議会（以下「協議会」という。）規約第12条第2項の規定に基づき、市町村長調整会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 市町村長調整会は、協議会の会長が協議会の会議に付議する事項のうち必要と認める事項その他の事項について、協議及び調整を行うものとする。

(組織)

第3条 市町村長調整会は、市町村長をもって組織する。

2 市町村長調整会に会長及び副会長2名を置く。

3 会長及び副会長は、市町村長の互選により選出する。

4 会長は、市町村長調整会を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長のうちあらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 市町村長調整会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じ招集する。

2 会長は、会議の議長を努める。

(関係職員等の出席)

第5条 市町村長調整会は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 市町村長調整会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年12月25日から施行する。

(3) 川西薩地区法定合併協議会幹事会規程について

川西薩地区法定合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川西薩地区法定合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき、川西薩地区法定合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 幹事会は、川西薩地区法定合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 川西薩地区法定合併協議会（以下「協議会」という。）への提案事項に関すること。
- (2) 協議会専門部会の活動の進行管理等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の運営全般に関し必要な事項

(組織)

第3条 幹事会は、幹事29名をもって組織する。

- 2 幹事は、関係市町村の助役（川内市にあっては総務部の事務を所管する助役を、助役が欠けた場合は関係市町村の職員のうち当該首長が指名したもの1名をいう。）並びに川西薩地区法定合併協議会規約第14条第2項の規定により定める協議会の専門部会の部会長及び関係市町村の合併担当部課長をもって充てる。
- 3 幹事会のオブザーバーとして、別表の職にある者をもって充てることができる。
- 4 協議会への提案事項について、新市まちづくり計画の策定のため、幹事会にまちづくりプロジェクト会議、まちづくりプロジェクトワーキング会議及びまちづくりフォーラム（以下「プロジェクト会議等」という。）を置くことができる。
- 5 プロジェクト会議等の組織その他の事項については、幹事長が別に定める。

(役員)

第4条 幹事会に次の役員を置く。

- (1) 幹事長 1名
- (2) 副幹事長 2名

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により選出する。

(会議)

第5条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

2 会議開催日及び開催時間は、原則として、以下のとおりとする。

- (1) 開催日 毎月第1・第3木曜日
- (2) 会議時間 午後1時30分から

(会議の運営)

第6条 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長を務める。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、副幹事長のうちあらかじめ幹事長が指名した者がその職務を代理する。

3 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開しないことができる。

(関係職員等の出席)

第7条 幹事長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(報告)

第8条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月9日から施行する。

別表(第3条関係)

県総務部地方課市町村合併推進室主幹及び県川内総務事務所次長

第4条関係

役員名	職名	氏名
幹事長	川内市助役	岩切 秀雄
副幹事長	串木野市助役	上醉尾 巧
副幹事長	入来町助役	石塚 政揮

(4) 川西薩地区法定合併協議会専門部会規程について

川西薩地区法定合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川西薩地区法定合併協議会規約（以下「規約」という。）第14条第3項の規定に基づき、川西薩地区法定合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、川西薩地区法定合併協議会幹事会幹事長（以下「幹事長」という。）の依頼を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(役員)

第4条 専門部会に次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名

2 役員は、川西薩地区法定合併協議会会長及び副会長が関係市町村長と協議して定める。

(会議)

第5条 会議は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長を務める。
- 3 部会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。
- 4 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同会議を開催することができる。

(会議の運営)

第6条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(分科会)

第7条 専門部会に、必要に応じて分科会を設置することができる。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、随時幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町村において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成14年12月25日から施行する。

(5) 川西薩地区法定合併協議会分科会規程について

川西薩地区法定合併協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川西薩地区法定合併協議会専門部会規程第7条の規定に基づき、川西薩地区法定合併協議会分科会（以下「分科会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 分科会は、川西薩地区法定合併協議会専門部会部会長（以下「部会長」という。）の依頼を受け、川西薩地区法定合併協議会規約第3条第1項第1号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会は、関係市町村の主管担当者をもって組織する。

(役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長 1名

(2) 副分科会長 1名

2 役員は、部会長が指名する。

(会議)

第5条 会議は、分科会長が招集する。

2 分科会長は、会議の議長を務める。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員等の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同会議を開催することができる。

(会議の運営)

第6条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、随時部会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する市町村において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成14年12月25日から施行する。

(6) 川西薩地区法定合併協議会事務局規程について

川西薩地区法定合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 川西薩地区法定合併協議会規約第15条第3項の規定に基づき、川西薩地区法定合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報・広聴に関すること
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(組織及び事務分掌)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務広報班、調整第1班、調整第2班及び計画班を置く。

- 2 前項に規定する班の事務分掌は、別表1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、班長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、協議会の会長が任命する。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括し、事務局職員を指揮監督する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局内の連絡調整をするとともに、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が事務局長の職務を代理する。
- 3 班長は、班相互間の連絡・調整及び班に属する職員の指揮監督を行う。
- 4 その他の職員は、上司の命を受け事務に従事する。

(決裁事項)

第6条 会長が決裁する事項は次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程等の制定改廃
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に重要と判断する事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。
- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇、時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) 関係市町村の連絡調整
- (5) 実務上の調査並びに照会及び回答に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(代決)

第8条 会長が決裁する事項について、会長が不在のときは、副会長のうちあらかじめ会長が指名したものが代決することができる。

2 事務局長の専決する事項について、事務局長不在のときは、事務局次長が代決することができる。

(文書の取扱い)

第9条 事務局における事案を処理する場合の起案は、起案用紙（別記様式）を用いて行うものとする。

2 文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、協議会の会長の属する市町村の公文書の取扱い規程の例による。

(公印の取扱い)

第10条 協議会の公印の名称、規格、型、書体、個数、使用区分及び管守者は別表2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については協議会の会長の属する市町村の公印規則の例による。

(職員の服務等)

第11条 事務局の職員の服務及び勤務時間・勤務条件については、それぞれ職員の派遣等を行う市町村の例による。

(給与等)

第12条 職員の給与については、それぞれ派遣する市町村の負担とする。

2 職員の旅費については、協議会の会長の属する市町村の例により協議会が支給する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成14年12月25日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

区 分	分 掌 事 務	
各班に共通する 事 務	1	基本協議項目に関すること。
	2	専門部会との連絡調整に関すること。
総務広報班	1	庶務及び会計に関すること。
	2	合併の諸手続きに関すること。
	3	協議会の会議に関すること。
	4	協議会の広報・広聴に関すること。
	5	国・県との連絡調整に関すること。
	6	合併に係わる資料の編纂に関すること。
	7	協議会予算に関すること。
	8	その他、他の班に属さないこと。
調整第 1 班 調整第 2 班	1	事務事業の一元化に関すること。
	2	各種事務事業の調整に関すること。
計 画 班	1	新市まちづくり計画に関すること。
	2	関係市町村の政策及び主要事業との調整に関すること。
	3	県事業との調整に関すること。
	4	まちづくりプロジェクト会議、同ワーキング会議及びまちづくりフォーラムに関すること。

別表 2 (第 10 条関係)

名称	規 格 (ミリメー トル)	型	書体	個数	使用区分	管守者
川西薩地区 法定合併協 議会会長印	方 24	会 併 区 川 長 協 法 西 之 議 定 薩 印 会 合 地	れい書	1	川西薩地区法定合 併協議会会長名を もって発する公文 書用	事務局長
川西薩地区 法定合併協 議会事務局 長印	方 21	長 議 法 川 会 定 西 之 事 合 薩 務 併 地 印 局 協 区	れい書	1	川西薩地区法定合 併協議会事務局長 名をもつて発する 公文書用	事務局長

(7) 川西薩地区法定合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程について

川西薩地区法定合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 川西薩地区法定合併協議会規約第18条の規定に基づき、川西薩地区法定合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、委員及び監査委員(以下「協議会委員等」)の報酬及び費用弁償の額、支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会委員等の報酬は、日額5,200円とする。ただし、地方公共団体の首長、助役及び議会議員については、これを支給しない。

(報酬の支給方法)

第3条 報酬は、会議に出席した日数に応じ、その月分を翌月10日までに支給する。ただし、当該支給日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日に支給する。

2 報酬は、協議会委員等の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(費用弁償の額)

第4条 協議会委員等が、構成市町村の区域で実施される会議等に出席したとき及び協議会の職務を行うために構成市町村の区域に出張したときの費用弁償の額は別表のとおりとする。ただし、地方公共団体の首長、助役及び議会議員については、これを支給しない。

2 協議会の職務を行うために構成市町村の区域外に出張したときは、会長の属する市町村の職員等の旅費に関する条例に定める旅費を費用弁償として支給する。ただし、地方公共団体の首長、助役及び議会議員については、これを支給しない。

(費用弁償支給方法)

第5条 費用弁償は、その月分を翌月10日までに支給する。ただし、当該支給日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日に支給する。

2 費用弁償は、協議会委員等の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年12月25日から施行する。

別表（第4条関係）

区 分	金 額 （ 円 ）
会議開催地である市町村選出委員の日当、 交通費相当額（1日につき）	1,000円
会議開催地以外の市町村選出委員の日当、 交通費相当額（1日につき）	2,000円
船舶を利用する場合の船賃（甌航路）	7,220円
宿泊の場合の宿泊料	9,800円
構成市町村外の居住者の場合	会長の属する市町村の職員等の旅費に関する条例に定める旅費を費用弁償として支給する。

(8) 川西薩地区法定合併協議会財務規程について

川西薩地区法定合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、川西薩地区法定合併協議会規約第18条の規定に基づき、川西薩地区法定合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の歳入歳出予算は、負担金及び繰越金その他の収入を歳入とし、協議会の事務の管理及び執行に要するすべての経費をその歳出とする。

(歳入歳出予算の調製等)

第3条 協議会の会長は、毎会計年度歳入歳出予算を調製し、協議会の会議を経なければならぬ。

2 会長は、前項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村及び鹿島村の長に送付しなければならない。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第4条 協議会は、協議会に係る既定予算の補正の必要が生じたときには、協議会の会長は補正予算を調製し、速やかに協議会の会議を経なければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第2項の規定を準用する。

(予算区分)

第5条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表に定める以外の項を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、金融機関に預金する等確実な方法によって保管しなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務を処理する。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第8条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、協議会の会長が属する市町村の例により行うものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、当該年度の末日までに協議会に報告しなければならない。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

(収入及び支出の手続)

第10条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、協議会の会長が属する市町村の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の文書を備え、出納の管理を行うものとする。

- (1) 予算差引簿
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な文書

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年12月25日から施行する。

別表1 (第5条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入	1 預金利子
		2 雑入

別表2 (第5条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議運営費	1 協議会会議費
		2 幹事会会議費
		3 小委員会会議費
	2 事務局費	1 事務局運営費
2 事業費	1 まちづくり計画費	1 まちづくり計画策定事業費
	2 事務事業調整費	1 事務事業調整事業費
	3 広報広聴費	1 広報広聴事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

(9) 川西薩地区法定合併協議会会議録等閲覧に関する要綱について

川西薩地区法定合併協議会会議録等閲覧に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西薩地区法定合併協議会会議運営規程第8条第3項の規定に基づき、川西薩地区法定合併協議会（以下「協議会」という。）の会議の会議録及び会議に提出された文書（以下「会議録等」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

(閲覧に供する会議録等)

第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出された文書については、この限りでない。

2 個人に関する事項、会議の公平な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項その他の閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができるものとする。

(閲覧の申出)

第4条 閲覧の請求は、会議録等閲覧申出書（別記様式）に必要事項を記載して提出することにより行うものとする。

(閲覧の場所及び時間)

第5条 閲覧に供する場所は、協議会の関係市町村又は事務局の所定の場所とし、その時間は、当該市町村又は事務局の執務時間内とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年12月25日から施行する。

会 議 録 等 閲 覧 申 出 書

平成 年 月 日

川西薩地区法定合併協議会
会長

殿

申請者 住 所

氏 名

連絡先

川西薩地区法定合併協議会会議録等の閲覧をしたいので、下記のとおり申し出いたします。なお、閲覧に際しては、閲覧要綱に規定された事項を遵守いたします。

記

- 1 閲覧希望日時 平成 年 月 日
午前・午後 時 分 ～ 時 分
- 2 閲覧希望文書 (1) 第 回協議会
(2) ア 協議会の会議録
イ 協議会に提出された文書
- 3 閲覧の目的

(参考) 法定協議会の開催日程(案)

会議名	日程	会場	出席者
第2回幹事会	2月6日(木) 午後1時30分～	川内市 (市民会館第1会議室)	幹事…助役 各専門部会長 各合併担当部課長 県オブザーバー
第3回協議会	2月13日(木) 午後1時30分～	川内市 (太陽パレス)	委員…首長、助役 議長、議員 学識経験者 県顧問
“(予備)”	2月19日(水) 午後1時30分～	川内市 (太陽パレス)	上記と同じ
第3回幹事会	2月27日(木) 午後1時30分～	川内市 (市庁舎6F大会議室)	上記と同じ
第4回協議会	3月27日(木) 午後1時30分～	串木野市 (ｼｰﾀｲｶﾞｰﾃﾞﾝさのさ)	上記と同じ
“(予備)”	3月28日(金) 午後1時30分～	串木野市 (ｼｰﾀｲｶﾞｰﾃﾞﾝさのさ)	上記と同じ

平成15年以降川西薩地区法定合併協議会 協議日程(案)

月	日	曜日	時間	協議会	幹事会
H15 1	9	木	13:30 ~		第1回幹事会
	14	火	13:30 ~	第2回協議会	
2	6	木	13:30 ~		第2回幹事会
	13	木	13:30 ~	第3回協議会	
	27	木	13:30 ~		第3回幹事会
3	27	木	13:30 ~	第4回協議会	
4				統一地方選挙のため協議会なし	
5	8	木	13:30 ~		第4回幹事会
	15	木	13:30 ~	第5回協議会	
	22	木	13:30 ~		第5回幹事会
	29	木	13:30 ~	第6回協議会	
6	5	木	13:30 ~		(幹事会予備日)
	12	木	13:30 ~	(協議会予備日)	
	19	木	13:30 ~		第6回幹事会
	26	木	13:30 ~	第7回協議会	
7	3	木	13:30 ~		第7回幹事会
	10	木	13:30 ~	第8回協議会	
	17	木	13:30 ~		第8回幹事会
	24	木	13:30 ~	第9回協議会	
	31	木	13:30 ~	(協議会予備日)	
8	7	木	13:30 ~		第9回幹事会
	12	火	13:30 ~	第10回協議会	
	21	木	13:30 ~		第10回幹事会
	28	木	13:30 ~	第11回協議会	
9	4	木	13:30 ~		(幹事会予備日)
	11	木	13:30 ~	(協議会予備日)	
	18	木	13:30 ~		第11回幹事会
	25	木	13:30 ~	第12回協議会	

月	日	曜日	時間	協議会	幹事会
10	2	木	13:30 ~		第12回幹事会
	9	木	13:30 ~	第13回協議会	
	16	木	13:30 ~		第13回幹事会
	23	木	13:30 ~	第14回協議会	
	30	木	13:30 ~	(協議会予備日)	
11	6	木	13:30 ~		第14回幹事会
	13	木	13:30 ~	第15回協議会	
	20	木	13:30 ~		第15回幹事会
	27	木	13:30 ~	第16回協議会	
12	4	木	13:30 ~		(幹事会予備日)
	11	木	13:30 ~	(協議会予備日)	
	18	木	13:30 ~		第16回幹事会
	24	水	13:30 ~	第17回協議会	
H16 1	8	木	13:30 ~		第17回幹事会
	15	木	13:30 ~	第18回協議会	
	22	木	13:30 ~		第18回幹事会
	29	木	13:30 ~	第19回協議会	
2	5	木	13:30 ~		第19回幹事会
	12	木	13:30 ~	第20回協議会	
	19	木	13:30 ~		第20回幹事会
	26	木	13:30 ~	第21回協議会	
3	4	木	13:30 ~		(幹事会予備日)
	11	木	13:30 ~	(協議会予備日)	
	18	木	13:30 ~		第21回幹事会
	25	木	13:30 ~	第22回協議会	
4	1	木	13:30 ~		第22回幹事会
	8	木	13:30 ~	第23回協議会	
	15	木	13:30 ~		(幹事会予備日)
	22	木	13:30 ~	(協議会予備日)	